

資料 5

地下ピット内の施設の 維持管理について

地下ピット内の施設の維持管理について

豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議により確認された「東京都による今後の管理」(平成 30 年7月)に基づき、下記のとおり実施している。

1 換気設備の維持管理

半年に1回程度、機器点検を実施し、運転中に不具合が生じた場合、修理を実施する。

これまでの取組実績	今後の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・半年に1回(各年度の上半期、下半期)、換気設備の点検を行い、本体と基礎部分のボルトのゆるみや送風機の異常振動が無いことなど、適切に稼働していることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度の上半期と下半期に点検を実施する。

2 地下ピット床面の維持管理

コンクリート及び目地シール材について、施工後約6か月、1年、その後は3年程度ごとの間隔で点検調査を行い、必要があれば補修を実施する。

これまでの取組実績	今後の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度に6か月点検、令和元年度に1年点検を行い、同年度中に補修工事を実施した。 ・令和4年4月から8月に点検を行ない、令和5年1月から3月に補修工事を実施した。 ・令和7年7月から 10 月に点検を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度に行った点検結果に基づき、令和8年2月から3月に補修工事を実施予定。 ・令和 10 年度に点検を行い、必要に応じて補修工事を実施する。

<令和7年度点検の様子>



<令和7年度点検調査結果>

- コンクリート(幅 0.5mm 以上のひび割れ)
5・6・7街区合計 7箇所、13.3m
(5街区:3箇所、6街区:3箇所、7街区:1箇所)
- 目地シール材(幅 0.3mm 以上の剥離)
5・6・7街区合計 約 801m
※ 総延長の 1.4%程度